



厚生労働省発老 0625 第 1 号
令和 3 年 6 月 25 日

社会保障審議会
会長 田中 滋 殿

厚生労働大臣
田村 憲久

諮 問 書

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について)

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の4第4項及び第115条の14第4項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。